

P T A 会 則(案)

第 一 章 総 則

第1条 <名称および所在地>

本会は「尼崎市立上坂部小学校PTA」と呼び、事務局は上坂部小学校内におく。

第2条 <目的>

本会は次の諸項目を目的とする。

- (1)保護者と教職員とが、児童の教育、福祉の向上のために、聡明な協力をする。
- (2)地域社会の協力によって、児童の社会地位の維持向上をはかる。
- (3)会員相互の親睦と地位の向上につとめる。

第3条 <方針>

本会は自主独立のものであつて、他団体との関係について、支配・統制・干渉を受けたり、与えたりしない。

第4条 <事業>

本会は目的を達成するために、次の活動をおこなう。

- (1)学校教育の正しい理解者となるための活動
- (2)会員相互の親睦をはかるための活動
- (3)学校教育環境の維持と向上のための国家・地方公共団体による教育に関する経済施策の充実をはかるための活動
- (4)学校教育に関して、地域社会の協力を得るための活動

第 二 章 会 員

第5条 <資格>

本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者および教職員で構成する任意団体である。本会に在籍する児童の保護者および教職員は、本校入学・転入ならびに赴任と同時に本会会員たる資格を得、また、本校卒業・転出ならびに転退職と同時にその資格を失う。

第6条 <権利義務>

本会の会員の権利義務は次のものとする。

(1) 権利

- (ア) 本会のおこなう各種活動への参加
- (イ) 役員、その他各種機関構成員の選挙権および被選挙権
- (ウ) 自由な発言と議決
- (エ) 会計帳簿および議事録の閲覧

(2) 義務

- (ア) 役員、その他各種機関構成員への就任
- (イ) 各種機関への出席および議決
- (ウ) 会費の納入

第三章 組織および機関

第7条 <組織>

本会は、目的に沿った活動を行うため、役員、地区委員および行事サポートスタッフをおく。

第8条 <機関>

本会は機関として次のものをおく。

- (1) 総会
- (2) 代表会
- (3) 役員会

第9条 <総会>

総会は、本会の最高議決機関であり、活動方針、予算、決算、役員の承認その他重要事項を審議決定する。

総会は、定期総会および臨時総会とする。

定期総会は年1回開催し、書面審議をもってこれに代えることができる。

臨時総会は、必要に応じて役員会の協議を経て会長が招集する。ただし、総会開催通知は、原則としてその3日前までに会員へ通知する。

臨時総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

議決は、出席者の過半数の賛成をもって可決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところとする。

第10条 <書面または電磁的記録による決議>
自然災害、疾病等の発生により、総会を招集することができない場合において、役員会の決議に基づき会長が総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、会員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第11条 <代表会>
代表会は、役員(除く教職員、会計監査)、学校長および教頭で構成し、総会の議決に基づき、本会の事業執行について審議する。

第12条 <役員会>
役員会は、執行部(除く教職員、会計監査)で構成し、事業の運営企画立案、調整、審議をおこなう。

第13条 <委員会>
委員会は、役員、行事サポートスタッフ、地区委員で構成し、事業の提案、報告、審議、議決をおこなう。委員会の議決は、出席者の過半数の賛成にて可決する。

第 四 章 役 員 ・ 委 員

第14条 <役員>
本会は次の役員をおく。
(1)会長 1名
(2)副会長 若干名 (保護者より若干名 教職員より1名)
(3)書記 若干名 (保護者より若干名 教職員より1名)
(4)会計 若干名 (保護者より若干名 教職員より1名)
2 前項に定める役員のほか、本会運営上必要と認めるときは、役職及び担当を設け、又は変更することができる。*※現行運営に合わせ整理

第15条 <役員の仕事>
役員の仕事は次の通りとする。
(1)会長は、本会を代表し、会務の統括、必要に応じて委員会の招集をおこなう。
(2)副会長は、会長を助け、会長に事故あるときは会務を代行する。
(3)書記は、日常の会務を処理し、議事の記録、会合の通知をおこなう。
(4)会計は、会計事務を処理する。

第16条 <執行部>
執行部は、第14条の役員及び必要に応じて設けた役員・担当をもって構成する。

第17条 <委員・スタッフ>
(1)行事サポートスタッフは学級編成により若干名を選出する。
(2)地区委員は地区ごとに若干名選出する。

第18条 <役員・スタッフ・委員の任期>

役員任期は、総会から翌々年総会までとする。

行事サポートスタッフの任期は、4月から翌年4月までとする。

地区委員の任期は、3月から翌年入学式翌日までとする。

ただし、再選は防げない。任期満了後も後任者が決定するまでは、会務を担当する。

第五章 会 計

第19条 <経費>

本会の経費は会費、事業収入および寄付金をもって充当する。

第20条 <会費>

会費は月250円とし、会員各世帯単位で徴収する。ただし、生活援護家庭については免除することができる。

又、会費はPTAと学校とで業務委任契約書をとりかわし、学校諸経費に合わせて指定の銀行口座から引き落としPTA管理の預金通帳に振替えるものとする。

第21条 <臨時会費>

会費以外に本会運営に必要な費用は、臨時総会または委員会の審議を得て徴収するものとする。

第22条 <慶弔>

本会会員に慶弔のあるとき、会計処理規定により金品を支出する。

第23条 <寄付金>

寄付金の領収については、委員会の承認を必要とする。

第24条 <予算及び決算>

その年度の予算および決算は、委員会の承認を必要とする。

第25条 <会計年度>

会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第26条 <会計処理>

会計処理は別に決める会計処理規定による。

第27条 <会計報告>

会計事務は年2回、監査後に報告をおこなう。

第28条 <会計監査>

本会に会計監査を2名おく。

(1) 会計監査は会計事務を適時監査する。

(2) 会計監査2名は会員の中から任命する。(ただし、サポートスタッフ・委員は除く)

第六章 個人情報の取扱い

第29条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第七章 付則

第30条 <会則の変更>

会則の変更については、総会の書面審議をおこない、2/3以上の賛成によらなければならない。

第31条 <規定の変更>

役員選考規定ならびに会計処理規定の変更については、総会の書面審議をおこない2/3以上の賛成によらなければならない。

第32条 <効力の発生>

本会則は昭和46年4月1日より実施する。

本会則は昭和56年5月23日より改正し、実施する。

本会則は昭和62年5月15日より改正し、実施する。

本会則は平成元年5月19日より改正し、平成2年4月1日より実施する。

本会則は平成2年4月10日より改正し、実施する。

本会則は平成8年2月26日より改正し、平成8年4月1日より実施する。

本会則は平成11年5月27日より改正し、実施する。(名称変更)

本会則は平成12年5月6日より改正し、実施する。

本会則は平成13年5月9日より改正し、実施する。

本会則は平成14年5月10日より改正し、実施する。

本会則は平成19年3月14日より改正し、実施する。

本会則は平成19年5月15日より改正し、実施する。

本会則は平成21年6月2日より改正し、実施する。

本会則は令和元年5月30日より改正し、実施する。

本会則は令和3年5月20日より改正し、実施する。

本会則は令和4年5月12日より改正し、実施する。

本会則は令和6年5月8日より改正し、実施する。

本会則は令和8年5月21日より改正し、実施する。

役員・委員・選考規定

- 第1条 <行事サポートスタッフ>
行事サポートスタッフは学級編成により若干名を選出する。
~~※行事サポートスタッフ選出に際しては、前年度の行事サポートスタッフが作業にあたる。~~
- 第2条 <地区委員>
地区委員は各地区在住の会員中より若干名を3月末までに選出する。
- 第3条 <役員を選出>
教職員の役員は学校長以外より3名を選出する。
保護者の役員選出方法は、その年によって異なるものとする。
- 第4条 <役職の決定および委嘱>
会長、副会長、書記、会計、会計監査2名は役員の間選により決定する。
- 第5条 <役員選出の時期および承認>
役員を選出はすべて総会前におこない、総会の書面審議にて報告し、承認を得るものとする。
- 第6条 <効力の発生>
本規定は、平成8年10月14日より改正し、実施する。
本規定は、平成12年5月6日より改正し、実施する。
本規定は、平成13年5月9日より改正し、実施する。
本規定は、平成19年3月14日より改正し、実施する。
本規定は、平成19年5月15日より改正し、実施する。
本規定は、平成21年6月2日より改正し、実施する。
本規定は、平成28年4月1日より改正し、実施する。
本規定は、令和元年5月30日より改正し、実施する。
本規定は、令和6年5月8日より改正し、実施する。
本規定は、令和8年5月21日より改正し、実施する。

会計処理規定

- 第1条 <趣旨>
この規定は本会会則第26条にもとづいて本会の運営に必要な資金の管理および処理について定めたものである。
- 第2条 <会計処理>
記帳は伝票および証票によって予算項目に準じておこない、帳簿は金銭出納帳および元帳とする。
- 第3条 <出納責任者>
出納責任者は会計担当役員とする。
- 第4条 <保管>
会費、その他の収納金の保管については金融機関に預け入れとする。
- 第5条 <慶弔>
会則第21条によって、次のようなとき、会計より支出する。
(1) 会員および児童に不幸(死亡、事故)のあったとき。(天災は除く)
→5000円相当
(2) 会員の児童、職員が2週間以上入院したとき。
→お見舞いとして3000円相当
(3) 教職員が転退職したとき。→餞別として3000円(在職1年以上)
(4) その他、役員会で必要と認められたとき。
- 第6条 <旅費>
会務によって交通機関を利用する会員に次のように会計より支出する。
(1) 乗車、船(2等)料金の実費。
(2) 宿泊は1泊8000円まで実費。
(3) 精算は報告書の提出によりおこなう。
- 第7条 <予算の変更>
会計年度内において予算の変更の必要なときは書面審議の承認を必要とする。
- 第8条 <効力の発生>
本規定は、昭和46年4月1日より実施する。
本規定は、平成24年4月1日より改正し実施する。
本規定は、平成25年4月1日より改正し実施する。
本規定は、令和6年5月8日より改正し実施する。

尼崎市立上坂部小学校PTA 個人情報取扱細則(案)

(目的)

第1条 尼崎市立上坂部小学校PTA(以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適切な取扱と活動の円滑な運営を図るため、個人の権利および利益を保護することを目的として本細則を定める。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の適正な保護および管理に努めるものとする。

(管理者および取扱者)

第3条 本会における個人情報の管理者はPTA会長とし、取扱者はPTA役員、愛護活動・地区活動に関わる委員、その他PTA活動において個人情報を取り扱う者とする。

(個人情報の取得および利用)

第4条 本会は、PTA活動を円滑に運営するため、学校より提供を受けた情報を含む、会員および児童に関する必要最小限の個人情報を取得し、適正に利用するものとする。

(収集方法)

第5条 本会は、個人情報を収集するときは、利用目的を明確にし、適正かつ公正な方法により取得するものとする。また、個人情報は、本人からの提出書類、学校より提供を受けた情報その他適正な方法により取得するものとする。なお、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得ることとする。

(利用目的)

第6条 取得した個人情報は、次に掲げる目的の範囲内において利用する。

1. PTA活動に関する各種連絡および運営
2. 会費集金、管理その他文書の送付
3. 会員名簿、委員会名簿、登校班名簿等の作成
4. 委員会活動に伴う連絡調整
5. 登校班編成、通学時の安全管理および地区活動
6. 愛護活動、見守り活動その他児童の安全確保に関する事項
7. 役員募集および学校行事等への協力に関する事項
8. その他、本会の目的達成に必要な事項

(利用目的による制限)

第7条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第6条により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

(秘密保持義務)

第8条 個人情報の管理者・取扱者ならびに会員は、PTA活動により知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(管理)

第9条 本会は、取得した個人情報について、漏えい、紛失、改ざん、不正利用等を防止するため、適切な安全管理措置を講ずるものとする。不要となった個人情報は、適切かつ速やかに廃棄又は削除するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報又は個人情報を取り扱う電子機器等については、適切な状態で保管するものとする。個人情報を持ち出す場合は、電子メールでの送付を含め、ファイルへのパスワード設定その他適切な方法により管理しなければならない。

(第三者への提供の制限)

第11条 本会は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に個人情報を提供してはならない。

- 1、法令に基づく場合
- 2、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- 3、公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- 4、国又は地方公共団体等法令の定める事務を遂行することに協力する必要がある場合

(第三者提供に関わる記録作成等)

第12条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く。)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1、第三者の氏名
- 2、提供する対象者の氏名
- 3、提供する情報の項目
- 4、対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1、第三者の氏名
- 2、第三者が個人情報を取得した経緯
- 3、提供する対象者の氏名
- 4、提供する情報の項目
- 5、対象者の同意を得ている旨

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加又は削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

第15条 個人情報を漏洩等(紛失を含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(苦情対応)

第16条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第17条 本会の「尼崎市立上坂部小学校PTA 個人情報取扱細則」の改正は、役員会において改正する。

附則

本規定は、令和4年4月1日より施行する。

本規定は、令和8年5月21日より施行する。